

○志摩市海外留学応援奨学金条例

平成30年3月28日

条例第3号

改正 令和3年3月18日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、国際的な視野を広げる意欲を持つ者に対し留学のため給付する資金(以下「留学奨学金」という。)を予算の範囲内で給付することにより、海外における生活の体験と修学の機会を創出し、将来において社会に有用な人材を育成することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 留学奨学生 留学奨学金の給付を受ける者で、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 特別奨学生(三重県立志摩高等学校及び三重県立水産高等学校が実施する国際交流事業に参加する同校の在學生をいう。)
 - イ 一般奨学生(特別奨学生以外の海外留学事業に参加する生徒をいう。)
- (2) 海外留学 外国語の習得、海外文化の体験等を目的とする留学で、志摩市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定める活動を行うものをいう。

(留学奨学生の資格)

第3条 留学奨学生は、次に掲げる条件を備えた者でなければならない。

- (1) 第5条の規定による出願をしようとする日前1年以上市内に住所を有する者の子(教育委員会規則で定める者を含む。)であること。ただし、特別奨学生は、この限りでない。
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等専門学校の1年生

から3年生まで、専修学校の高等課程、高等学校、中等教育学校、中学校、義務教育学校の後期課程、特別支援学校の中学部又は高等部に在学していること。

(3) 性行が善良であること。

(4) その属する世帯に市税の滞納がないこと。

(留学奨学金の額)

第4条 留学奨学金の給付額は、留学経費(教育委員会が別に定める経費に限る。)の2分の1以内の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、上限額は、次のとおりとする。

(1) 特別奨学生 150,000円

(2) 一般奨学生 300,000円

(出願)

第5条 留学奨学金の給付を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会に願書を提出しなければならない。

(選考委員会の設置)

第6条 留学奨学生を選考するため、留学奨学生選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

2 前項の選考委員会の組織及び運営については、教育委員会規則で定める。

(留学奨学生の決定)

第7条 教育委員会は、第5条の規定により願書を提出した者のうちから、前条の選考委員会の審査を経て、留学奨学生を決定する。ただし、特別奨学生は、各学校長の推薦に基づきこれを決定する。

2 教育委員会は、前項の規定により留学奨学生を決定したときは、その旨を当該留学奨学生に通知するものとする。

(留学の体験等の報告)

第8条 留学奨学生は、教育委員会規則で定めるところにより、留学の体験等について教育委員会に報告しなければならない。

(留学奨学生の決定の取消し)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、留学奨学生の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する留学奨学生の資格を欠くこととなったとき。
- (2) 決定を受けた海外留学を実施しなかったとき。
- (3) 前条に規定する留学の体験等の報告を怠ったとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により留学奨学金の給付を受けたとき。
- (5) 留学奨学金を他の目的で使用したとき。
- (6) その他留学奨学生として適当でないと教育委員会が認めたとき。

(留学奨学金の返還)

第10条 教育委員会は、留学奨学生の決定を取り消した場合において、既に留学奨学金を給付しているときは、当該留学奨学金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年志摩市条例第48号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(令和3年3月18日条例第22号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。